

相手国政府・相手国関係機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の額 (注2)	署名日 (署名地) (勅発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
スーダン	ハルツーム州郊外保健サービズ改善計画のための贈与に関する日本国政府とスーダン政府との間の交換公文	ハルツーム州郊外保健サービズ改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,320,000千円 H31.9.30まで	H27.9.16 ハルツームで (同日)	日本側 伊藤秀樹在スーダン大使 スーダン側 バトルツァイソン・マフムード・アッバス財務・経済計画大臣	H27.10.2 338号
スーダン	コステイブ市浄水場施設改善計画(詳細設計)のための贈与に関する日本国政府とスーダン政府との間の交換公文	コステイブ市浄水場施設改善計画(詳細設計)を実施するために必要な役務の購入	59,000千円 H30.6.30まで	H27.12.1 ハルツームで (同日)	日本側 伊藤秀樹在スーダン大使 スーダン側 マグデア・ハンサン・ムハンマド・ヤンシ財務・経済計画担当大臣	H27.12.17 437号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成○年△月□日をH○△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。